

第22期第16回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和6年2月6日(火)

13:30～

場 所 福島県水産資源研究所3階大会議室
(相馬市光陽一丁目1番14号)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について(くろまぐろ)(諮問・答申)

議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか)(諮問・答申)

議案第4号 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))に関する令和5管理年度に
おける漁獲可能量の変更案について(諮問・答申)

議案第5号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議案第6号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

議案第7号 いかつり漁業に関する委員会指示について

(2) 報告事項

ア 漁業権に係る資源管理状況等について

イ 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について

ウ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について

エ 宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

オ 令和6年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について

6 閉会

第22期第16回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和6年2月6日(火)

13:30～

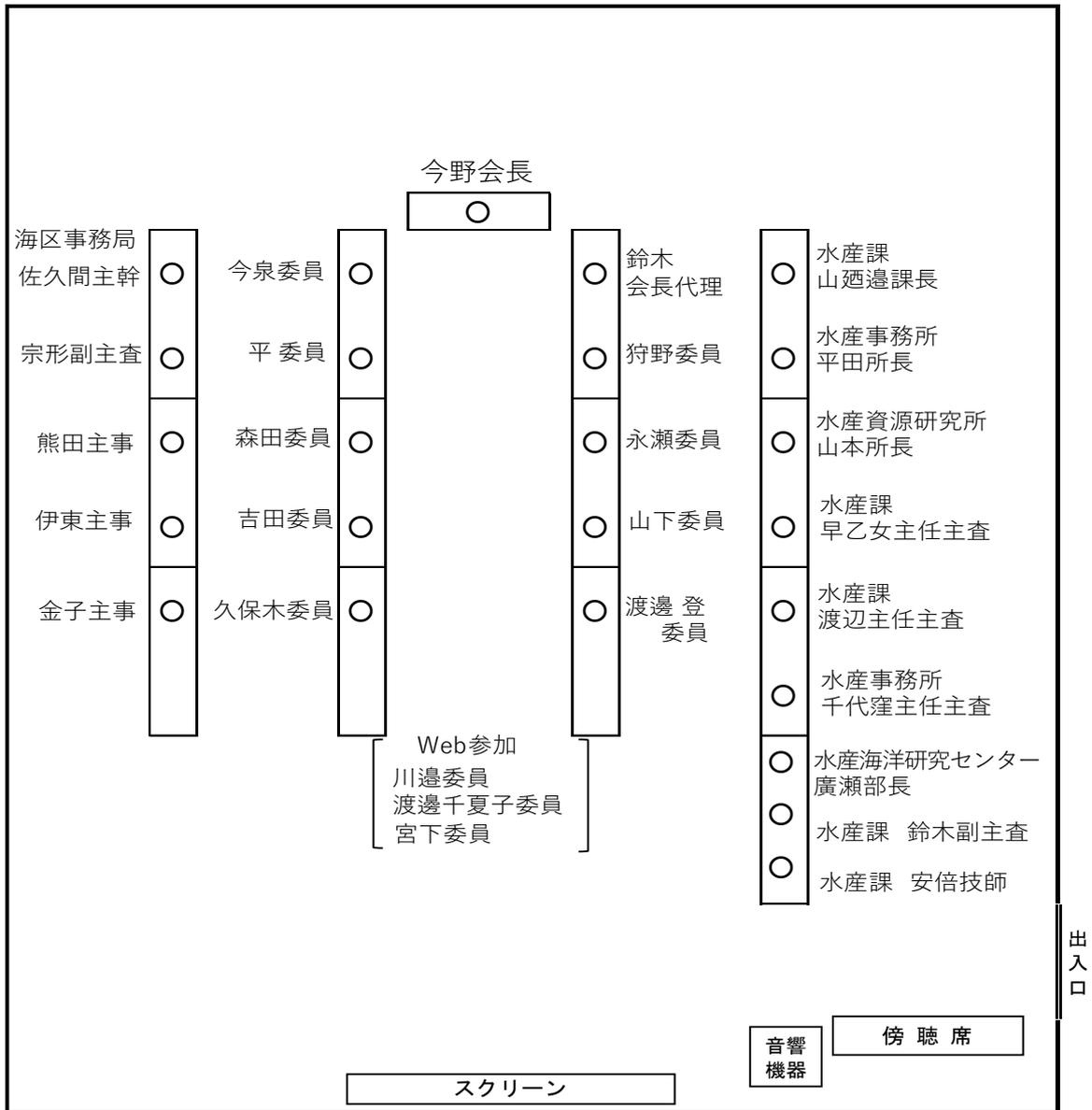
場 所 福島県水産資源研究所3階大会議室
(相馬市光陽一丁目1番14号)

選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	会場	水産課長(併) 海区事務局長	山廻邊 昭文	会場
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	会場	水産課主任主査	早乙女 忠弘	会場
漁業者	今泉 浩一	会場	水産課主任主査	渡辺 透	会場
漁業者	狩野 一男	会場	水産課副主査	鈴木 翔太郎	会場
漁業者	平 仁一	会場	水産課技師	安倍 裕喜	会場
漁業者	永瀬 哲浩	会場	水産事務所長	平田 豊彦	会場
漁業者	森田 政利	会場	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	会場
漁業者	山下 博行	会場	水産海洋研究センター 漁場環境部長	廣瀬 充	会場
漁業者	吉田 康男	会場	水産資源研究所長	山本 達也	会場
漁業者	渡邊 登	会場	海区漁業委員会事務局 主幹兼次長(業務)	佐久間 徹	会場
学識経験	川邊 みどり	Web	〃 副主査	宗形 莉苗	会場
学識経験	久保木 幸子	会場	〃 主 事	熊田 湧樹	会場
学識経験	渡邊 千夏子	Web	〃 主 事	伊東 亮太	会場
中立	宮下 朋子	Web	〃 主 事	金子 正子	会場

第22期第16回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時 令和6年2月6日(火)
13:30～

場 所 福島県水産資源研究所3階大会議室
(相馬市光陽一丁目1番14号)



福島県資源管理方針の変更について



5生流第3861号
令和6年1月22日

福島海区漁業調整委員会 会長 様

福島県知事



福島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき福島県資源管理方針を別紙のとおり変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部 水産課 技師 安倍 電話 024-521-7376）

(別紙)

- 1 変更の概要：特定水産資源のうち、くろまぐろについて、福島県資源管理方針の変更を行うもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第14条第9項（県資源管理方針の変更）
- 3 変更の必要性：令和4、5管理年度に漁獲量が漁獲可能量を超過したことから、漁獲可能量を超過しないようにするため。
- 4 変更の内容：
 - (1) 知事管理区分を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）と福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に分割
 - ア 背景
秋冬にも漁獲できるようにするため。
 - イ 漁獲可能期間
福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）：4月1日から同年9月30日まで
福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）：10月1日から翌年3月31日まで
※管理年度は4月1日から翌年3月31日まで
 - (2) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準の変更
 - ア 背景
知事管理区分の分割に伴い、配分の基準の変更が必要となったため。
 - イ 内容
 - ・本県に配分された漁獲可能量すべてを知事管理区分に配分する。
 - ・福島海区漁業調整委員会で意見を聴いて配分する（追加配分も含む）。
 - ・上半期の漁獲可能量の未利用分は下半期に繰り越せる。
 - ・上半期の漁獲量が配分量を超過した場合、下半期から配分量を差し引く。
 - (3) 緊急報告体制の新設
 - ア 背景
知事管理区分の分割に伴い、1期間あたりの漁獲可能量が小さくなるため、漁獲量急増に関連した報告体制を設けるもの。
 - イ 内容
1隻1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告する。
 - (4) 字句の修正
- 5 諮問予定：令和6年2月6日開催
第22期第16回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過及び今後のスケジュール)

令和5年6月29日	令和5年度におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が令和5年6月28日時点で知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいことから、漁業法及び福島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則に基づき当該魚種の採捕の停止を命じた。
令和5年7月25日	第22期第14回福島海区漁業調整委員会において、委員からくろまぐろを秋冬にも漁獲できる制度設計が必要との意見が寄せられた。
令和5年10月24日	第22期第15回福島海区漁業調整委員会において、水産課より「くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の管理について」報告を行った。
令和5年10月31日	くろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量の配分方法や漁獲量の報告手法に関して、福島県資源管理方針変更の検討の材料とするため、漁業関係組合にアンケート調査を実施した。
令和5年12月11日	福島県資源管理方針の変更案を作成し、福島県水産課ホームページ上で資料の公表と意見の募集を実施した。
令和5年12月18日	福島県資源管理方針の変更案について国の事前確認を受けた（特段のコメントはなし）。
令和6年1月11日	意見の募集の結果、意見はなかった。
令和6年1月 日	第22期第16回福島海区漁業調整委員会へ諮問・答申
令和6年2～3月	農林水産大臣へ福島県資源管理方針の変更承認申請及び知事管理漁獲可能量決定の承認申請・承認通知
令和6年3月	福島県資源管理方針の変更について漁業関係者への説明
令和6年3月	県報登載、関係団体への周知

福島県資源管理方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日 改正 令和3年7月1日 改正 令和4年3月29日 <u>改正 令和6年 月 日</u></p> <p>第1～第8 略</p> <p>（別紙1-1） 第1 特定水産資源 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（<u>上半期</u>） （1）当該知事管理区分を構成する事項 ①水域</p>	<p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日 改正 令和3年7月1日 改正 令和4年3月29日</p> <p>第1～第8 略</p> <p>（別紙1-1） 第1 特定水産資源 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業 （1）当該知事管理区分を構成する事項 ①水域</p>

<p>中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）</p> <p>②対象とする漁業</p> <p>福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する全ての漁業</p> <p>③漁獲可能期間</p> <p><u>4月1日から同年9月30日まで</u></p> <p>(2)漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>①当該管理<u>区分</u>中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>②都道府県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理<u>区分</u>の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないとなったと認めるときは、この限りではない。）</p> <p>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p>	<p>中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）</p> <p>②対象とする漁業</p> <p>福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する全ての漁業</p> <p>③漁獲可能期間</p> <p><u>周年</u></p> <p>(2)漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>①当該管理<u>年度</u>中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>②都道府県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理<u>年度</u>の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがないとなったと認めるときは、この限りではない。）</p> <p>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p>
<p>2 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）</p> <p>(1)当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>①水域</p> <p>中西部太平洋条約海域</p> <p>②対象とする漁業</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する全ての漁業

③漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

(2)漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①当該管理区分中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

②都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないとなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量すべてを知事管理区分に配分する。また、各知事管理区分への配分量は、知事管理区分における資源管理の取組み状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとする。

福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）の配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に繰越せるものとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分基準

全量を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

<p>また、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）から超過分の配分量を差し引き、超過した福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）に充当するものとする。</p> <p><u>なお、融通等を含め本県に追加配分された漁獲可能量は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。</u></p>	<p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>1 緊急報告体制</u></p> <p><u>1隻1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。</u></p>
<p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 知事管理区分の漁獲量の公表について</p> <p>法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p>	<p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>該当なし。</u></p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 知事管理区分の漁獲量の公表について</p> <p>法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p>

(別紙1—2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1)当該知事管理区分を構成する事項

(別紙1—2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1)当該知事管理区分を構成する事項

<p>①水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>②対象とする漁業 福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する全ての漁業</p> <p>③漁獲可能期間 周年</p> <p>(2)漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>①当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>②都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第3～第5 略 （別紙1-3） 第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福島県まあじ漁業</p>	<p>①水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>②対象とする漁業 福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する全ての漁業</p> <p>③漁獲可能期間 周年</p> <p>(2)漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>①当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>②都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第3～第5 略 （別紙1-3） 第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福島県まあじ漁業</p>
--	--

<p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p>②の对象とする漁業がまあじの採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>小型機船底びき網漁業（漁業法第 57 条第 1 項及び 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）、沿岸流し網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 5 号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。）、小型定置網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 11 号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。）、固定式さし網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 8 号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。）及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕するすべての漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>第 3～第 5 略</p> <p>(別紙 1—4)～(別紙 1—6) 略</p>	<p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p>②の对象とする漁業がまあじの採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>小型機船底びき網漁業（漁業法第 57 条第 1 項及び <u> </u> 漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）、沿岸流し網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 5 号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。）、小型定置網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 11 号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。）、固定式さし網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 8 号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。）及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕するすべての漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>第 3～第 5 略</p> <p>(別紙 1—4)～(別紙 1—6) 略</p>	<p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p>②の对象とする漁業がまあじの採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>小型機船底びき網漁業（漁業法第 57 条第 1 項及び 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）、沿岸流し網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 5 号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。）、小型定置網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 11 号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。）、固定式さし網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 8 号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。）及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕するすべての漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>第 3～第 5 略</p> <p>(別紙 1—4)～(別紙 1—6) 略</p>	<p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p>②の对象とする漁業がまあじの採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>小型機船底びき網漁業（漁業法第 57 条第 1 項及び <u> </u> 漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）、沿岸流し網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 5 号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。）、小型定置網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 11 号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。）、固定式さし網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 8 号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。）及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕するすべての漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>第 3～第 5 略</p> <p>(別紙 1—4)～(別紙 1—6) 略</p>
---	--	---	--

福島県資源管理方針
(変更案)

令和6年 月

福島県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

福島県知事 内堀 雅雄

令和2年12月1日

改正 令和3年7月1日

改正 令和4年3月29日

改正 令和6年 月 日

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成22年の海面漁業生産量では7万9千トンで全国16位、生産額は182億円で全国17位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は平成24年6月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始した。試験操業は、徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に行っていたほぼ全ての漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場での一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和3年3月で終了し、令和3年4月から本格的な操業に向けた取組へと移行した。令和元年の生産量は6.9万トンで全国14位、生産額は87億円で全国34位となっている。また、平成30年における漁業就業者数は、約1.1千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-6 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (上半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

2 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。)) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量すべてを知事管理区分に配分する。また、各知事管理区分への配分量は、知事管理区分における資源管理の取組み状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとする。

福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）の配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に繰越せるものとする。

また、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）から超過分の配分量を差し引き、超過した福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）に充当するものとする。

なお、融通等を含め本県に追加配分された漁獲可能量は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 緊急報告体制

1 隻1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業（漁業法第 57 条第 1 項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）、沿岸流し網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 5 号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。）、小型定置網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 11 号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。）、固定式さし網漁業（福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 8 号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。）及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

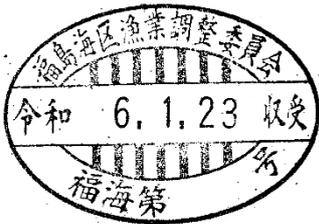
小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

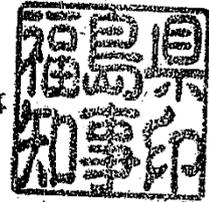
特になし。

特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ）



福島海区漁業調整委員会長 様

5 生流第 3845 号
令和 6 年 1 月 22 日



福島県知事

特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

なお、令和 6 年 1 月 22 日付け 5 生流第 3861 号で、福島県資源管理方針の変更について貴委員会に諮問しております。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和六管理年度(令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年三月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 くろまぐろ(小型魚)

1 上半期(令和六年四月一日から同年九月三十日まで)

(1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)

(2) 配分する数量 五・八トン

2 下半期(令和六年十月一日から令和七年三月三十一日まで)

(1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)

(2) 配分する数量 五・九トン

二 くろまぐろ(大型魚)

1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(大型魚)漁業

2 配分する数量 一・〇トン

(別紙)

- 1 概要 要： 特定水産資源のうち、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)について、福島県資源管理方針(以下、「資源管理方針」という。)に即して、令和6管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等： 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項(知事管理漁獲可能量の設定)
- 3 策定必要性： 特定水産資源であるくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の令和6管理年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の都道府県別漁獲可能量の当初配分数量は、法第15条第1項の規定に基づき定められ、令和5年12月21日付け5水管第2553号で農林水産大臣から通知された。
知事は、資源管理方針に則して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定める必要がある。
- 4 策定の内容： 農林水産大臣から通知された数量について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に則して以下のとおり定める。

特定水産資源	本県に配分された都道府県別漁獲可能量	知事管理区分	漁獲可能期間	知事管理区分に配分する数量
くろまぐろ (小型魚)	11.7トン	福島県くろまぐろ (小型魚)漁業 (上半期)	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日	5.8トン
		福島県くろまぐろ (小型魚)漁業 (下半期)	令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日	5.9トン
くろまぐろ (大型魚)	1.0トン	福島県くろまぐろ (大型魚)漁業	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1.0トン

- 5 諮問予定： 令和6年2月6日開催
第22期第16回福島海区漁業調整委員会で諮問

(今後の予定)

令和6年2～3月 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量決定の承認申請・承認通知
令和6年3月まで 知事管理漁獲可能量の公表(県報登載、水産課ホームページ)



5水管第 2553 号
令和 5 年 12 月 21 日

福島県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福島県分)
くろまぐろ (小型魚)	11.7 トン
くろまぐろ (大型魚)	1.0 トン

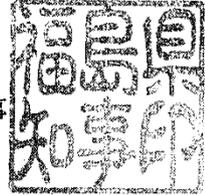
特定水産資源の漁獲可能量について（するめいか）



福島海区漁業調整委員会長 様

5 生流第 3877 号
令和 6 年 2 月 1 日

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいかに関する令和六管理年度（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 知事管理区分 福島県するめいか漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

(別紙)

1 概要

特定水産資源のうち、するめいかについて、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和6管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するもの。

2 根拠法令等

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）

3 策定の必要性

特定水産資源である「するめいか」の令和6管理年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の都道府県別漁獲可能量の当初配分数量は、法第15条第1項の規定に基づき定められ、農林水産大臣から通知される。

知事は、資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定める必要がある。

4 策定の内容

資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

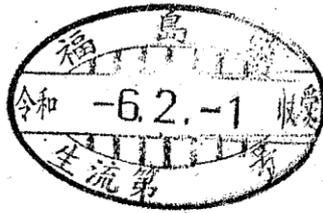
特定水産資源	本県に配分が見込まれる 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に 配分する数量
するめいか	現行水準	現行水準

5 諮問予定

令和5年2月6日開催 第22期第16回福島海区漁業調整委員会で諮問

(今後の予定)

令和6年2月 日	するめいか公文照会（意見照会）
令和6年2月6日	第22期第16回福島海区漁業調整委員会諮問・答申
令和6年2月8日	水産政策審議会資源管理分科会
令和6年2月中旬	するめいか公文通知（配分通知）
令和6年3月上旬	するめいか官報掲載
令和6年3月下旬	知事管理漁獲可能量承認申請・承認通知
令和6年3月末	知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課HP）



追加配布資料
議案第3号関係

5水管第 2896 号
令和 6 年 2 月 1 日

福島県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）15 条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 6 年 2 月 7 日（水）までに提出願います。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.00%	50 トン未満

（注記）基本シェアの算定期間（すけとうだらは令和 2 年から令和 4 年、するめいかは平成 30 年から令和 2 年）の平均漁獲実績が 1 トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更案について



5 生流第 3876 号
令和 6 年 1 月 22 日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更案について（諮問）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分について、下記の取扱いとしたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項で準用する同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における本県の都道府県別漁獲可能量が変更された場合は、これに係る農林水産大臣から通知された数量に基づき、その全量を知事管理区分に配分する。

1 概要

特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）に関する令和5年管理年度における都道府県別漁獲可能量について、同管理年度中に変更が見込まれる。都道府県別漁獲可能量が変更された場合、令和5管理年度の知事管理漁獲可能量を変更することとなるが、その配分に係る取扱いを定めるもの。

2 根拠法令等

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）

3 変更の必要性

特定水産資源であるくろまぐろ（小型魚）の令和5管理年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の漁獲量が17.1トンとなり知事管理漁獲可能量を4.4トン超過した。

水産庁による要望調査で、超過分4.4トンの都道府県別漁獲可能量の譲受を要望しており、今後、融通協議が整った場合、本県の都道府県別漁獲可能量に変更され、令和5管理年度末までに国から通知されることとなる。これを受け知事は、法第16条第5項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。

4 知事管理区分への配分の取扱い

くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における本県の都道府県別漁獲可能量に変更された場合は、これに係る農林水産大臣から通知された数量に基づき、その全量を知事管理区分に配分する。

5 4により知事管理区分に配分された数量の取扱い

次回福島海区漁業調整委員会において報告する。

6 諮問予定

令和5年2月6日開催第22期第16回福島海区漁業調整委員会で諮問

（融通協議が整った場合の今後のスケジュール、令和4管理年度を参考）

令和6年3月上旬まで	水産庁や他の都道府県との協議
令和6年3月上旬	国から都道府県別漁獲可能量変更に関する意見照会・回答
令和6年3月上旬	国から都道府県別漁獲可能量変更の通知
令和6年3月中旬	知事管理漁獲可能量の変更・公表（県報登載・水産課HP）、 農林水産大臣へ報告
令和6年4月以降	福島海区漁業調整委員会において報告

※なお、上記スケジュールより早く整った場合は、前倒しとなる。また、融通協議が不成立の場合、令和5管理年度の超過分が令和6管理年度以降の漁獲可能量から差し引かれる。

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数15トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和6年3月1日から同年5月31日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年3月1日から同月31日までとする。

四 制限又は条件

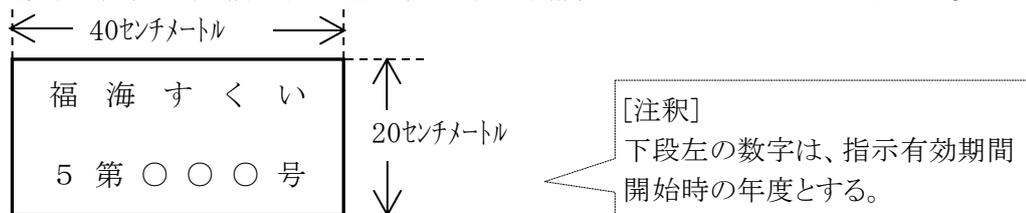
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年3月1日から令和7年2月28日までとする。

すくい網漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 54 年

対象魚種：オキアミ、イカナゴ（コウナゴ・メロウド）

承認海域：本県海域の沖合（オキアミ）、相双海域の沖合（イカナゴ）

【指示発動の経過】

〈11- 8 委員会：S53. 4. 28〉

- ・昭和 52 年春、昭和 53 年春に本県沖にオキアミ漁場が形成。おきあみひき網漁業の知事許可移行のための取扱方針が県から提案されたが、小委員会で検討することに決定。

〈11- 9 委員会：S53. 7. 29〉

- ・おきあみひき網漁業の許可取扱い方針に関する各組合の意見を小委員会から報告。漁場が競合するおきあみすくい網漁業の取扱を事務局から提案するも、継続審議。

〈11-11 委員会：S53. 11. 10〉

- ・おきあみひき網漁業の許可取扱い方針を委員会で承認。
- ・おきあみすくい網漁業の取扱いについて協議し、イカナゴもすくい網で漁獲されるので、魚種を特定しないすくい網漁業の委員会指示にすることに決定。

〈11-12 委員会：S54. 1. 22〉 及び 〈11-13 委員会：S54. 3. 19〉

- ・対象船舶、魚種別操業期間、操業海域等を協議し、第 11 期第 13 回委員会で指示発動決定。

【指示発動の理由】

- ・自由漁業のままでは、漁業秩序が維持できない。
- ・仙台湾入会協議の進捗が期待できる。

【指示内容の推移】

開催年月	対象船舶	操業期間	操業海域等
S54. 3	15 トン未満	イカナゴ：4/1～5/31 オキアミ：4/1～5/31	⇒ 小底禁止線以深+原町無線塔以北 ⇒ 小底禁止線以深
S54. 12		イカナゴ：2/1～5/31 オキアミ：2/1～5/31	
S55. 12	20 トン未満：県内 15 トン未満：県外	イカナゴ：2/1～3/31	
S56. 12		イカナゴ：	⇒ 小底禁止線以深+新田川河口以北
S58. 10		イカナゴ：2/1～3/31 県外船 1/1～12/31 県内船	⇒ 小底禁止線以深+新田川河口以北 ⇒ 小底禁止線以深+富岡川河口以北
S60. 1		イカナゴ：2/1～12/31 県内船	
H 2. 1		イカナゴ：3/1～3/31 オキアミ：3/1～5/31	※メロウド紛争による宮城船の操業期間短縮（＝水産庁指導）による
H 6. 1	15 トン未満：全て		

【宮城県船の承認状況】

年次	S54～55	S56	57～H2	3～4	5～7	8	9	10～22	23	H24～R5
枠数	16	26	26	26	26	26	26	26	26	26
承認	0	24	26	25	23	0	5	9	9	0

【操業実績】

- ・宮城県船の本県海域での操業実績の報告はないが、S56 に無承認船を含む 86 隻が本県におきあみ 2,589 トン（16,550 万円）を水揚げした記録がある。
- ・県内船では請戸漁協所属船 3 隻（S58）の操業実績があったが、定着までには至らず。

【指示の継続理由】

- ・宮城、岩手両県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はない。
- ・漁業秩序の維持のためには承認漁業の継続が必要。
- ・宮城県内の本漁業の許可数は、当時 370 隻、H25 は 65 隻。R3 制限措置公示 38 隻。

【承認枠（案）】

- ・本県船 枠を設けず（従来同様）
- ・県外船 宮城県に 26 隻（従来同様）

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数15トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和6年4月1日から同月30日までとする。

四 制限又は条件

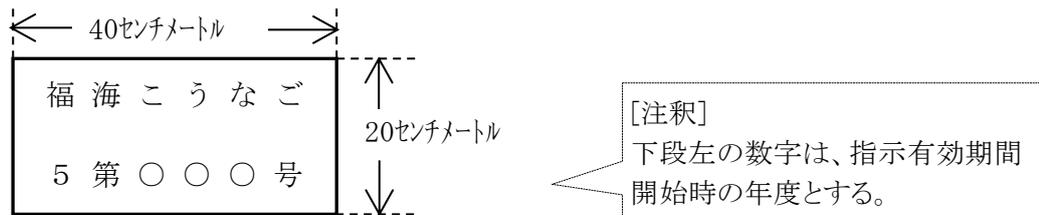
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年3月1日から令和7年2月28日までとする。

こうなご電気棒受網漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 54 年

対象魚種：コウナゴ（イカナゴの稚魚）

承認海域：夏井川以北の沖合海域

【指示発動までの経過】

- ・本漁業は、宮城県以北の小型船（5 トン未満）により昭和 30 年代から営まれてきた。
- ・昭和 53 年 1 月に岩手県行政から、いかつり船の操業不振対策として本県海域でのこうなご電気棒受網の試験操業（5～15 トン型：25 隻）の申し入れがなされた。
- ・11-7 委員会（S53. 3. 23）で岩手県船の入会（S53）を認めたが、協定違反で入漁船を追い返すトラブル等が発生した。
- ・岩手県から翌年（S54）の入会要望があり、11-11 委員会（S53. 11. 10）、11-12 委員会（S54. 1. 22）で対応を審議し、11-13 委員会（S54. 3. 19）で委員会指示発動が決定された。

【指示発動の理由】

- ・本漁業は、岩手・宮城両県では、通称「ランプ網」と呼ばれる知事許可漁業の「火光利用敷網漁業」として、極めて重要な漁業であることから、本県においても海区承認漁業にすることで、仙台湾の漁業秩序の維持や相互入会に向けた調整が進むことを期待するもの。

【指示内容等の推移】

開催年月	対象船舶	操業期間	操業海域等
S54. 3	15 トン未満	4/ 1～5/31	夏井川以北＋小底夜間操業禁止線以深
S55. 2		3/15～5/31	夏井川以北＋小底操業禁止線以深
S56. 1	15 トン未満：県外 20 トン未満：県内		
S59. 2			県外船：夏井川以北＋小底禁止線以深 県内7～20 トン未満船：夏井川以北＋小底禁止線以深 県内 7 トン未満船：夏井川以北
S62. 1			県外船⇒夏井川以北＋小底操業禁止線以深 県内船⇒夏井川以北
H 2. 1		4/ 1～4/30	
H 6. 1	15 トン未満：県内 〃：県外		

【岩手県船の承認状況】

年	S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H 元	2	3	4～9	10～12	13	H14～R5
枠数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	8	8	2	2	2	2
承認	18	18	18	14	18	16	17	11	15	8	8	6	0	0	1	2	0

【承認・操業実績】

- ・岩手県からの申請は平成に入ってからでは低調で平成 14 年以降は皆無となっている。
 - ・宮城県内の本漁業（火光利用敷網）の許可数は 127 隻（H25）。当初より宮城県船の承認枠は設定していないが、無承認での操業が行われる年が多い。
- なお、過去に宮城県に申請を促して全隻承認を求められ、対応手段がなく今に至っている。

【指示継続の理由】

- ・岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はない。

【承認枠（案）】

- ・本県船 枠を設けず（従来同様）
- ・県外船 岩手県に 2 隻（平成 4 年以降と同様）

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣さおに使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数30トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和6年6月1日から令和7年1月31日までとする。

四 制限又は条件

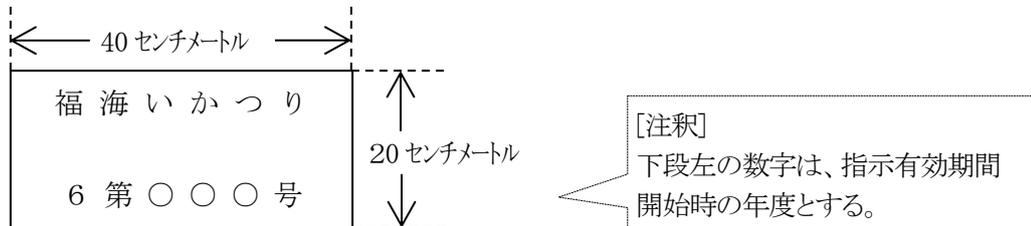
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

いかつり漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和51年

対象魚種：アカイカ、スルメイカ

承認海域：小良ヶ浜以北の水深45m以浅を除く海域

【指示発動までの経過】

〈全員協議会：昭和51.2.19〉

- ・水産試験場の調査結果から、今後本県沖にスルメイカ漁場が形成される可能性があり、原釜の底びき網船の多くが裏作として新規に着業する意向が示された。
- ・また、県外船操業による資源状況の悪化が懸念され、承認制導入の要望が強かった。

【指示発動の理由】

- ・S51年に茨城、宮城が承認制とした以上、本県も承認制を採用する。
- ・自由漁業にしておけば、底びき網船との競合等全体的に過当競争となる恐れがあるため承認制とする。

【指示内容等の推移】

年月	対象船舶	操業期間	操業区域・その他条件
S51. 7	30ト未満	8/1～12/31	小良ヶ浜灯台以北の水深40m以浅を除く海域 光力制限：30Kw以下
S52. 6	5ト未満除外	7/1～12/31	小良ヶ浜灯台以北の水深45m以浅を除く海域
S55. 5		6/10～翌年1/31	
S56. 5			光力制限：廃止
H17. 5		6/1～翌年1/31	

※操業期間については、スルメイカに合わせて開始期を、アカイカに合わせて終漁期をその都度調整してきた。

【指示の継続理由】

- ・本漁業についての隣県の制度は、宮城が知事許可、茨城が海区承認である。
- ・沿岸漁業（刺網）への物理的被害があるので、水深制限の遵守が必要である。

【承認枠、承認実績、操業実績】

別表のとおり。

【承認枠（案）】

別表のとおり。

- ・本県船 従来どおり枠を設けず
- ・県外船 従来どおりの枠数とする

【国及び近県のいかつり漁業の制限】

- ・全国（30トン以上）：大臣許可漁業（指定漁業）「いか釣り漁業」
- ・全国（5トン以上30トン未満）：大臣届出漁業「小型するめいか釣り漁業」
- ・青森、岩手、宮城（5トン以上30トン未満）、北海道：知事許可漁業
- ・茨城（5トン以上30トン未満）、千葉（5トン以上20トン未満）、青森（5トン未満）：委員会承認漁業

別表 いかつり漁業の承認枠・承認実績・操業実績

令和6年2月6日現在

道県名		県内	県外計	北海道	青森	岩手	宮城	茨城	千葉	静岡
承認枠		設けず	148	1	11	40	60	20	15	1
H18	承認	4	67	1	9	12	31	8	6	0
	操業	0	6	0	0	6	0	0	0	0
H19	承認	5	66	1	9	11	31	8	6	0
	操業	0	3	1	0	1	1	0	0	0
承認枠		設けず	150	3	11	40	60	20	15	1
H20	承認	17	63	2	10	8	31	8	4	0
	操業	7	3	2	0	0	1	0	0	0
H21	承認	24	62	2	10	8	30	8	4	0
	操業	8	4	2	0	2	0	0	0	0
H22	承認	23	62	2	10	9	29	8	4	0
	操業	0	3	2	0	0	1	0	0	0
H23	承認	0	10	2	3	0	0	5	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H24	承認	0	12	2	2	0	0	8	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H25	承認	0	13	2	2	0	2	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	承認	0	13	2	2	0	2	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H31(R1)	承認	2	12	2	3	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	承認	2	11	2	3	0	0	6	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	承認	2	14	2	3	1	0	6	2	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	承認	4	20	2	10	0	0	6	2	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	承認	3	21	2	11	0	0	6	2	0
	操業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R6承認枠(案)		設けず	150	3	11	40	60	20	15	1

漁業権に係る資源管理状況等について



5 生流第 3805 号
令和 6 年 1 月 19 日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



漁業権に係る資源管理状況等について（報告）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 90 条第 1 項の規定に基づき漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況及び漁場の活用の状況等については別紙のとおりであり、いずれの漁場も適切かつ有効に活用されていることを確認した。
- 2 各漁業権者に対する法第 91 条第 1 項の規定に基づく指導の必要はない。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

漁業権に係る資源管理状況等の報告について

令和6年1月19日
福島県農林水産部水産課

1 概要

漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第90条第1項及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、1年に1回以上、漁場の活用状況等を知事に報告することが義務付けられた。

また、漁業権者から報告を受けた知事は、報告事項に関する意見を付して、海区漁業調整委員会に報告をするものとされている。

2 根拠規定

法第90条第2項、施行規則第28条第3項

3 報告方法及び報告事項

漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（通知）（令和5年9月13日付け5生流第2369号）において、各漁業権者へ以下の事項を通知した。

- (1) 報告期限 令和5年10月31日（火）
- (2) 報告方法 法第90条第1項及び施行規則第28条第2項に定める事項について書面により報告
- (3) 報告の対象となる期間 令和4年9月1日から令和5年8月31日まで
- (4) 報告事項
 - ア 漁業権の種類及び免許番号
 - イ 報告の対象となる期間
 - ウ 資源管理に関する取組の実施状況
 - エ 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - オ 組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

4 報告結果

別添のとおり

漁業権に係る資源管理状況等の報告結果

報告対象期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

漁業権者 (漁協名)	免許番号	有資格者数 (人)	操業実績 (人・日)	水揚量 (kg)	水揚金額 (千円)	資源管理に関する 主な取り組み※	その他	
共同 漁業権	いわき市	共第1号	42	32	31	770	①、⑥	水揚量ほうにを除く
		共第2号	42	541	8,087	12,320	①、⑤	
		共第3号	34	260	193	5,517	①、⑥	共第1号に同じ
		共第4号	35	405	2,216	5,302	⑤	
	小名浜機 船底曳網	共第5号	12 (34)	0	0	0	⑥	漁協間の協定に基づきいわき市 漁協小浜支所所属の漁業者も利 用できる漁場となっている。 (有資格者数の括弧書きの人数)
		共第6号	12	588	11,607	23,603	①、⑥	
		共第7号	12	252	4,975	10,115	①、⑥	
	いわき市	共第8号	84	1,253	6,616	29,974	①、⑤、⑥	共第1号に同じ
		共第9号	39	400	234	6,460	①、⑥	共第1号に同じ
		共第10号	3	12	119	244	①、④	
		共第11号	22	65	8,117	8,090	⑥	共第1号に同じ
		共第12号	5	527	8,763	10,909	⑤	
		共第13号	36	195	20,929	13,748	①、⑥	共第1号に同じ
		共第14号	37	544	7,433	11,405	①、⑤	
		共第15号	69	125	2,445	4,077	①、⑥	
		共第16号	26	1,246	20,451	25,356	①、⑤	
	相馬双葉	共第17号	23	0	0	0		操業自粛海域
		共第18号	23	226	15,976	12,457	③、④、⑤	
		共第19号	120	98	31,410	12,280	①	
		共第20号	120	1,524	123,351	90,232	②、③、⑤	
		共第21号	56	87	30,226	15,688	①、⑤	
		共第22号	45	239	96,296	41,488	①、⑤	
		共第23号	374	-	-	-		ほっきの水揚を共第22 号、共第24号に合算
		共第24号	329	119	6,293	5,185	①、③、⑤	
		共第25号	381	0	0	0		あわび、ういの植場
		共第26号	52	182	19,118	9,631	①	
	共第27号	482	9,803	628,271	546,365	②、③、④、⑤		
区画 漁業権	相馬双葉	区第1号	41	1,142	64,954	46,642	①、②、③	
		区第2号	33	217	7,172	5,130	①、②、③	
		区第3号	69	1,780	87,326	103,167	①、②、③	
		区第4号	10	42	764	495	②、③	
		区第5号	102	13	1,732	4,531	①、②、③	
		区第6号	9	10	183	119	②、③	

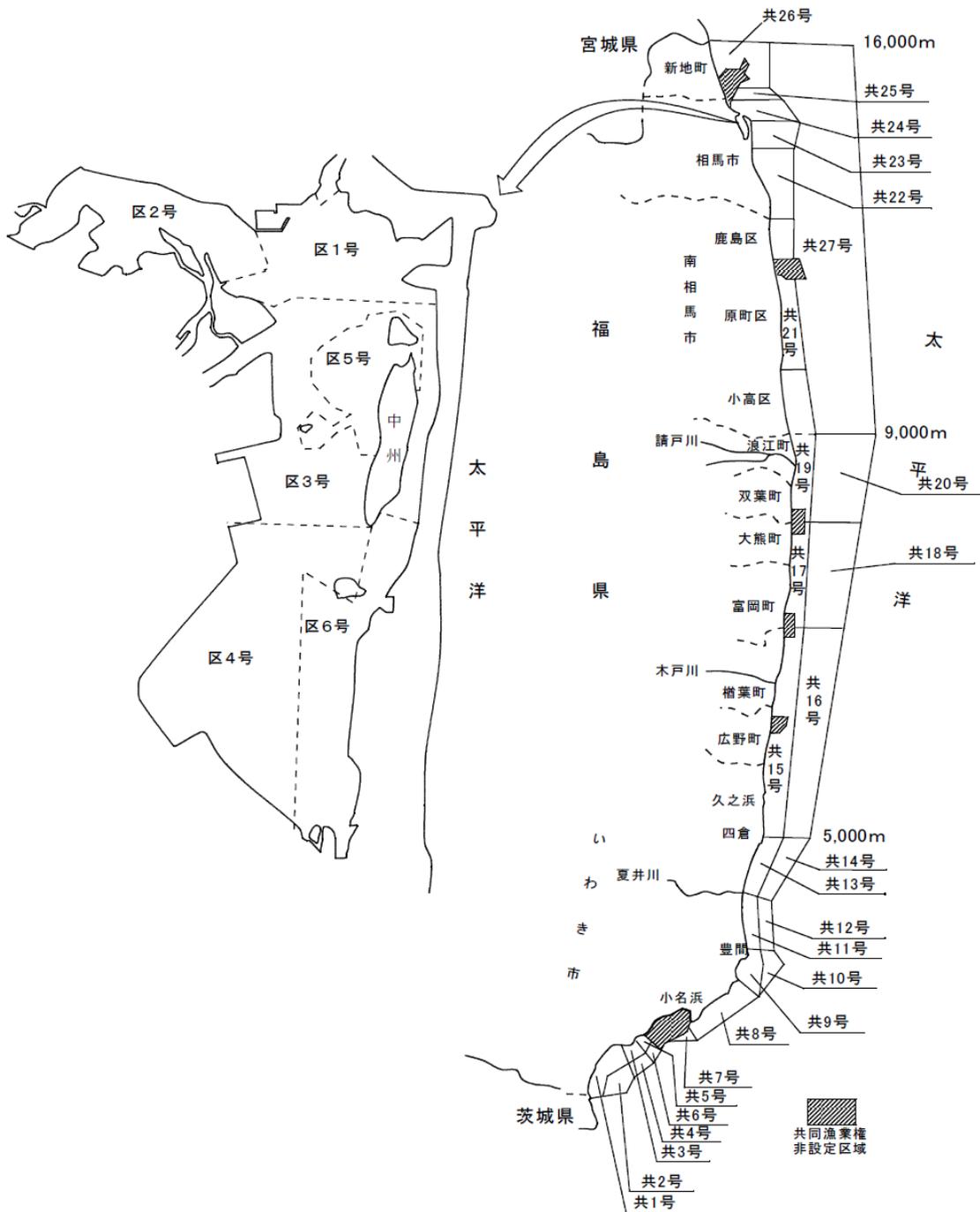
※資源管理に関する主な取り組み内容

- 共同漁業権：①種苗放流、稚魚放流、移植 ②操業期間の制限 ③漁獲上限の設定
 ④漁法の制限、漁具の統数制限 ⑤体長等制限 ⑥監視活動、清掃
 区画漁業権：①のり網移設 ②有害生物駆除 ③耕うん

1 漁業権連絡図

(1) 区画漁業権漁場連絡図 (松川浦)

(2) 共同漁業権漁場連絡図



2 海面漁業権内容

(1) 海面漁業権免許件数

令和5年3月末現在 単位:件

漁業権種類	区分		第1種	第2種	第1種及び2種	第1種及び3種	存続期間
	第1種	第2種					
区画漁業権	-	-	-	-	-	6	平成 30.9.1 ~ 令和 5.8.31
共同漁業権	14	10	3	-	-	-	平成 25.9.1 ~ 令和 5.8.31

(2) 共同漁業権

漁業権番号	漁場の位置	漁業権者	漁業種類及び漁業名称																					
			第1種共同漁業							第2種共同漁業														
			あ	う	か	い	こ	ほ	わ	あ	の	ひ	ま	え	こ	磯	底	雑	か	え	小	さ		
共第1号	いわき市勿来町関田、勿来町九面、錦町、岩間町字岩下地先	いわき市漁業協同組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
共第2号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
共第3号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第4号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第5号	いわき市泉町下川地先	小名浜機船底曳網漁業協同組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
共第6号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
共第7号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第8号	いわき市江名、折戸、中之作、永崎、小名浜下神白地先	いわき市漁業協同組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
共第9号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第10号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第11号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第12号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第13号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第14号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第15号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第16号			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第17号			双葉郡富岡町、同郡大熊町地先	相馬双葉漁業協同組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第18号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第19号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第20号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第21号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第22号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第23号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第24号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第25号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第26号	〇	〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共第27号	相馬郡地先																							

(3) 区画漁業権

漁業権番号	漁場の位置	漁業権者	第1種区画漁業				第3種区画漁業	
			のり 網ひび式 養殖業	かき 垂下式 養殖業	わかめ 張縄式 養殖業	こんぶ 張縄式 養殖業	かき 養殖業	あさり 養殖業
区第1号	相馬市尾浜地先	相馬双葉漁業協同組合	○		○		○	○
区第2号	〃 和田地先		○		○	○	○	○
区第3号	〃 岩子地先		○		○		○	○
区第4号	〃 新田、 柏崎地先		○	○	○		○	○
区第5号	〃 岩子地先		○		○		○	○
区第6号	〃 磯部地先		○	○	○		○	○

<参考：根拠法令等>

○ 漁業法（昭和24年法律第267号）

（資源管理の状況等の報告）

第90条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第26条第1項又は第30条第1項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（指導及び勧告）

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

○ 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）

（資源管理の状況等の報告）

第28条 法第90条第1項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1年に1回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第90条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）漁業権の種類及び免許番号

（2）報告の対象となる期間

（3）資源管理に関する取組の実施状況

（4）操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

（5）団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

（6）その他必要な事項

3 法第90条第2の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上行うものとする。

○ 海面利用制度等に関するガイドライン（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）

第4 漁業権

2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

(1)資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2)漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあつては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3)その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について

- 日 時 令和5年11月9日(木)
- 場 所 静岡県静岡市 中島屋グランドホテル
- 参集者 北海道から三重までの12海区
- 福島海区出席者 今野会長、山廻邊事務局長、佐久間

次 第

- 1 開 会
静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精
- 2 挨拶
全国海区漁業調整委員会連合会 会長 今野 智光
来賓挨拶
水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土方 教義
静岡県経済産業部農林水産担当部長 櫻井 正陽
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 報告事項
令和5年度総会議決事項の要望結果について
- 6 議 事
第1号議案 令和6年度総会に向けた要望事項について
第2号議案 次年度開催海区選出について
そ の 他 ブロック内照会事項について
海の気候変動による漁獲魚種の変化と漁業調整問題について
政府要望提案事項の取扱いについて
- 7 講 演
漁業者と創る地域のトップブランド
講師 (株)サスエ前田魚店 取締役 前田尚毅氏
- 8 閉 会

全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果の概要

挨拶

全漁調連会長として、今野会長より挨拶を行った。

報告事項

令和5年度要望活動の結果について

全漁調連事務局（山廻邊事務局長、佐久間）より、活動結果、国からの回答について報告した。

第1号議案

令和6年度要望事項について

ブロック内から提出された要望事項について、提案海区が説明。

福島海区からは、遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について提案。

他海区からの新規提案

- ・洋上風力発電等の大規模開発事業について、関係する他県にも早期情報伝達、説明を行うこと。（茨城）
→東京も賛同。連絡協議会の設置に問題あり。
- ・海業の推進のため、スマホをかざすと遊漁ルールや駐車場の案内が出るアプリの開発を要望。（静岡）

第2号議案

次年度開催海区について

令和6年度東日本ブロック会議は、愛知海区で開催。

その他

ブロック内照会事項について

- ・海の異変や気候変動による漁獲量の変化と漁業調整問題について（福島・静岡）
各海区の回答を資料に添付。
- ・政府要望提案事項の取扱いについて（東京）
馬場委員より提案内容説明。個別具体的な提案は別途意見交換できないか。
→事前に課題を知らせてもらい、担当者と意見交換することは可能（水産庁）

講演

漁業者と創る地域のトップブランド（株）サスエ前田魚店

魚屋として、漁業者に船上締めや脱血を依頼し、高く買う。

8席しかない天麩羅店で提供。予約が取れない店として有名になった。

ブランディングに多くは使わない。良い魚を提供しているレストランは6件。

氷を12種類使っている。pHも注意している。

ブロック内照会事項

海の異変や気候変動による漁獲量の変化と漁業調整問題について

ブロック内各海区からの回答

海区名	内 容
北海道	<p>近年、北海道では秋さけ定置網にブリが大量に漁獲されるなど、今まで漁獲が少なかった暖流系の魚種の漁獲が見られるほか、アワビが生息海域を広げている状況にある。</p> <p>漁業権等の問題としては、生息海域を広げたアワビは、特定水産動植物に指定されていることもあり、新たな海域における漁業権の設定に向け事務を進めており、また今年、道内の太平洋側でオオズワイガニが異常発生し、刺し網等への羅網による漁業被害が生じたことから、特別採捕許可で対応した。</p> <p>日本海側においては、道内の主要魚種である養殖ホタテ貝の斃死や生育不良等の被害が発生しており、将来的には撤退や規模縮小も考えられる状況にある。</p> <p>ホタテの養殖施設を撤去し、他漁業の操業による漁場の有効活用には、設置している養殖資材を固定させるアンカーブロックの撤去が必要であり、相当の費用がかかることから、円滑な漁場利用が難しい状況にある。</p> <p>また、ブリなど新たに漁獲が増えた魚種については、これまで道内で流通や消費がされていなかったため、ブランド化や消費拡大の取組が必要である。</p>
青森東部	<p>海の異変等により大きく増減した魚種に対し、漁業調整の対応（漁業権、漁業承認等）が追いついていない事例はないが、本県沖にクロマグロの漁場形成されることに関連し、その餌として使用する魚種（スルメイカ）の採捕が漁業制度（許可、承認）に抵触する虞や地域の資源管理（地先毎の休漁日の設定等）へ影響することが懸念されている。</p>
岩手	<p>1 漁獲が増加している魚種：マイワシ、サバ、ブリ、サワラ、タチウオ等 漁獲が減少している魚種：サケ、サンマ、スルメイカ等</p> <p>2 漁業調整の対応</p> <p>(1) 漁業権漁業（令和5年9月1日免許）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一区：さけ・ます小割式、あさり、うに等を養殖種目に追加 ・二区：うに養殖業を新規免許 <p>(2) 漁船漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイワシの採捕を目的とした火光利用敷網、すくい網漁業の試験操業を実施（令和元年度から特別採捕許可により対応）。現在、知事許可漁業への移行について検討中。 ・ブリ、サワラ等を漁獲する漁具・漁法について、先進地視察の動きあり。 <p>3 急潮等による漁場環境の変化</p> <p>急潮による定置網などの漁具被害は、過去にも時々発生していたが、その状況に大きな変化はない（急潮の影響による廃止漁業権漁場はない）。</p>
宮城	<p>本県では、近年歴史的な不漁が続いているサンマ漁業について、資源が増加傾向にあるマイワシを採捕できるよう、県内の漁業団体や北部太平洋まき網漁業者組合連合会等の関係機関と調整を行い、令和2年度から小型サンマ漁船によるマイワシ採捕の試験操業を行っている。</p> <p>このほか、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制への転換や対策について検討を行うため、漁業者団体、流通団体、研究機関等で構成する「宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会」を昨年から開催し、沿岸漁船漁業が目指すべき方向性の取りまとめを行った。</p> <p>本県では、潮流が速くなった等の理由で漁業権を廃止した漁場はないものの、環境変化に柔軟に対応するため、本年行った漁業権の一斉切替えにおいて、区画漁業権の漁場計画における漁業の名称を従来の個別の養殖品目名から、「藻類養殖業」のように養殖品目を包括する表現に見直し、免許の存続期間中でもその範囲内で養殖品目を変更できるようにした。定置漁業についても、漁獲対象魚種や来遊時期が変化していることから、地元調整が整った漁場については漁業の時期を見直した。</p> <p>（減少傾向にある魚種：サケ、サンマ、コウナゴ、ツノナシオキアミなど）</p>

福島	<p>福島海区では、2019年頃を境に漁獲魚種の大きな増減が見られており、以下のような課題があることから、各海区の状況、対応について情報交換をお願いする提案をした。</p> <p>【減少した魚種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ズワイガニ（沖合底びき網漁業の操業回数減） ・コウナゴ（船びき網漁業の休漁） <p>【増加した魚種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イセエビ（漁業権の設定なし） ・トラフグ（はえなわ漁業は自由漁業） （自主的な資源管理：全長35cm以上、操業期間10月～翌年2月） ・タチウオ（産卵期にも漁獲しており、資源管理なし）
茨城	<p>茨城においては海面の養殖施設の事例はないが、イカナゴやオキアミ等の寒流系の魚類の不漁やトラフグやイセエビ等の暖流系の魚種が増加、チョウセンハマグリ等の卓越群の発生、霞ヶ浦北浦海区ではワカサギ資源が急速な減少といった状況が起きており、これに対する対応を検討中である。</p>
千葉	<p>○黒潮の大蛇行により、房総沖を流れる黒潮の流速が早まり、急潮が頻繁に発生し、時には定置網に大きな被害を与えている。</p> <p>○温暖化による海水温の上昇により、内房地区を中心に、アイゴ、ブダイ、イスズミ等の植食性魚類やガンガゼ、ムラサキウニによる食害で藻場が消失しており、磯根魚種の漁獲量が大きく減少している。</p> <p>関係漁協では、食害生物の駆除やスポアバックの設置による種の供給、アラメ、カジメの移植などの対策を行っているが、効果を上げるまでに至っていない。</p>
東京	<p>東京海区は、東京湾の内湾海域、伊豆諸島・小笠原諸島（火山列島含む）の島しょ海域と、非常に広範囲の海域を管轄し、また、日本全国の各地域からの沿岸漁船のみならず、大臣許可の様々な大型漁船の操業も行われています。その中で、「海の異変」や「気候変動」による影響も様々となっています。</p> <p>特に、顕著な例は、黒潮の大蛇行が長期間に及んでいることもあり、「磯焼け」として、海藻類の減少が著しく、同時に磯根資源である貝類やイセエビ類も漁獲量が大幅に減少しています。</p> <p>その一方で、増加した水産資源というものは特になく、東京海区の沿岸漁業者の経営は大変厳しいものになっています。</p> <p>更に、その限られた資源を「資源管理」や「操業調整」等で、適切かつ有効に利用している中で、他地域からの新規参入（参入希望）する漁船や遊漁船（プレジャーボートを含む）の増加、新たな漁法等が持ち込まれることで操業の混乱、漁場の狭隘化が日常的となり、これまで培われてきた近県との漁業調整にも大きく影響を与える状況となっています。</p> <p>東京海区においては、増加した「魚種」への対応というよりも、増加した「他地域からの漁船」、「遊漁船」や「プレジャーボート」対策が急務となっている現状です。</p>
神奈川	<p>近年、本県ではタチウオ、トラフグ等の漁獲が増えてきています。現時点で大きなトラブルはありませんが、将来的には遊漁船や他県船も含めた調整が必要となる可能性があります。現時点では許可制等への移行等は検討していません。</p> <p>海水温上昇により、冬でも藻食性魚類の活動が活発となり、藻類養殖から撤退する漁業者が増えています。将来的に区画漁業権の面積を減少させることもありえますが、現時点ではその場所の活用は未検討です。</p> <p>台風大型化などによる定置網被害が見られるようになっていますが、漁業権には影響が出ていません。</p>

静岡	<p>令和5年の漁業権切替え時に、潮流が早くなり魚類養殖に適さなくなった海域の区画漁業権を廃止した地区があるが、その後の活用の目処は立っていない。</p> <p>本県においては、明らかに増加している魚種はないものの、黒潮の蛇行や近年の高水温の影響を受け、継続して磯焼けが発生している。同時に、藻類や藻類を餌とする貝類の生産量が減少しているが、漁業権対象種から外さずに資源の回復を待っているところである。</p> <p>自主的な資源管理及び県による藻場再生のための支援事業・研究は行われているが、地域によっては影響が長引いており、今後の漁業活動を危惧している。</p>
愛知	<ul style="list-style-type: none"> ・増加した魚種に対し、漁業権や漁業承認等が追いついていない事例は把握していない。 ・一部地域においてハマグリ資源が増加傾向にあり、今回の漁業権切替えにおいて、第1種共同漁業権対象種に追加した海区漁場計画を承認した。 ・海の異変等の影響による区画漁業権の廃止はない。 ・今回の漁業権切替えにおいて、一部漁業権魚種を削除する一方で、新たな養殖対象種(カキ)を追加した事例はある。
三重	<p>三重県では、さんまのように全国的に漁獲量が少ない状態が続いている魚種や、まさばやまいわしのように、全国的には資源状況が良いと判断されている魚種でも、黒潮の大蛇行などの影響により、漁獲量が減少している魚種があります。しかしながら、今のところ、漁業者から漁業調整などによる対応の要望は上がっていません。</p>

太平洋広域漁業調整委員会の結果について

太平洋広域漁業調整委員会事務局より、11月の委員会は開催せず、資料の送付による報告で対応する旨の事務連絡あり。(令和5年11月29日)

令和5年12月19日付けで資料の送付あり。

< 資料一覧・要約 >

1. 太平洋広域漁業調整委員会報告事項

共通事項：○資源評価資料は最新の評価に更新

○広域資源管理に関する資料は記載事項の時点更新

○その他の特記事項は下記のとおり

(1) 広域魚種の資源管理について

(部会に関係する資料②～⑥は、関係分を添付します。)

① 資料1 複数県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況

(令和5年12月現在)

: 前年同様。

(②～⑥資料配付なし)

⑦ 資料3-1、3-2 マサバ太平洋系群(本委員会関係)

資料3-2「マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況」の千葉県(中型まき網漁業、定置網漁業)の取組を追記。

(2) 資料4 沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について

令和5年4月の一斉更新の結果について報告。

(3) その他

① 資料5 TAC魚種拡大に向けた検討状況について

水産資源ごとの検討進捗状況(令和5年12月時点)及び昨年秋の広調委以降に開催した水産政策審議会資源管理手法検討部会(第9回～第17回)の結果を報告。

② 資料6 令和6年度資源管理関係予算について

資源管理に関する令和6年度水産予算概算要求の概要を報告。

複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況
(令和5年12月現在)

	関係する委員会等
1 スケトウダラ日本海北部系群	日本海・九州西委 日本海北部会
2 マダラ	太平洋委 北部会
3 太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
4 マサバ太平洋系群	太平洋委
5 太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
7 伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
8 サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
9 カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘)	瀬戸内委
10 周防灘小型機船底びき網漁業対象種 (カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)	瀬戸内委
11 日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
12 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委
13 日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
14 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
15 日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
16 有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
17 九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
18 南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
19 太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委

沿岸くろまぐる漁業の承認の一斉更新の結果について(令和5年4月時点)

都道府県	広域漁業調整委員会			都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海		日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
北海道	225	607		石川県	289			289	山口県	965			965
青森県	802	816		福井県	240			240	徳島県	10	327	80	417
岩手県		10		静岡県		938		938	香川県				0
宮城県		21		愛知県				0	愛媛県		33		33
秋田県	131			三重県		806		806	高知県	111	1,604		1,715
山形県	138			京都府	244	1		245	福岡県	515			515
福島県		435		大阪府			6	6	佐賀県	45			45
茨城県		291		兵庫県	248	1		249	長崎県	2,453			2,453
千葉県		445		和歌山県	66	693	420	1,179	熊本県	59			59
東京都		418		鳥取県	56			56	大分県		21		21
神奈川県		259		島根県	957			957	宮崎県	41	507		548
新潟県	57			岡山県				0	鹿児島	309	7		316
富山県	170			広島県				0	沖縄県		1		1
				合計				16,878	合計	8,131	8,241	506	16,878

注1:黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐる漁業承認数(令和5年4月時点)は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 8,131
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 8,241
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 506

水産資源ごとの検討進捗状況（令和5年12月時点）

水産資源	資源評価結果の公表	資源評価結果説明会	資源管理手法検討部会	ステークホルダー会合
カタクチイワシ対馬暖流系群 ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年9月30日	—	令和3年12月14日	第1回: 令和4年3月3日 第2回: 令和5年2月15,16日
カタクチイワシ太平洋系群 ウルメイワシ太平洋系群	—	—	令和3年11月29日	第1回: 令和4年3月28日 第2回: 令和5年3月7日 (カタクチイワシ) 第3回: 令和5年9月22日 (カタクチイワシ) 第4回: 令和5年度内
ヒラメ瀬戸内海系群	—	—	令和4年2月8日	今後開催
マダラ本州日本海系群 ソウハチ日本海西部系群 ムシガレイ日本海西部系群 ニギス日本海系群	—	—	令和4年2月25日	マダラ本州日本海系群… 第1回: 令和5年3月9日 第2回: 令和5年7月4日
マダラ本州太平洋系群 ヤナギムシガレイ太平洋北部系群 サメガレイ太平洋北部系群	令和3年12月24日	—	令和4年3月17日	マダラ本州太平洋系群… 第1回: 令和5年3月23日 第2回: 令和5年8月7日
マダイ瀬戸内海中・西部系群 マダイ日本海西部・東シナ海系群	—	—	令和4年4月21日	日本海西部・東シナ海系群…第1回: 令和5年5月16日 第2回: 令和6年2月予定
ブリ	令和4年1月28日	—	令和4年7月11日	第1回: 令和5年10月11日 第2回: 今後開催
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年9月30日	令和4年10月21日	令和4年11月21日	第1回: 令和5年5月30日 第2回: 令和5年12月15日
ムロアジ類東シナ海系群 キンメダイ太平洋系群	—	—	令和4年12月20日	今後開催
マダラ北海道太平洋・北海道日本海	—	—	令和5年3月3日	今後開催
ヒラメ日本海北部系群 アカガレイ日本海系群 ベニズワイガニ日本海系群	—	—	ヒラメ日本海北部 …令和5年3月17日 それ以外…令和5年5月22日	今後開催
マダイ瀬戸内海東部系群 イカナゴ瀬戸内海東部	—	—	イカナゴ瀬戸内海東部…令和5年5月22日 マダイ瀬戸内海東部…令和5年6月12日	今後開催
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群 サワラ日本海・東シナ海系群	令和4年12月23日	令和5年1月25日	ヒラメ日本海中西部・東シナ海 …令和5年3月17日 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海、 サワラ日本海・東シナ海 …令和5年7月21日	今後開催
ヒラメ太平洋北部系群 トラフグ伊勢・三河湾系群	—	—	ヒラメ太平洋北部…令和5年4月24日 トラフグ伊勢・三河湾系群…令和5年7月21日	今後開催

宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

1 交流会の目的と経過

両海区委員の相互理解、信頼関係の醸成を図るため、平成13年度以降、ほぼ毎年1回開催されている。(平成23,24年度は、震災・原発事故の影響により中断)

開催地を宮城県、福島県の交互とし、これまで、資源回復計画、漁業経営対策、漁場利用等について、震災後は漁業復興の取組等について両県から話題提供があり、情報交換が行われてきた。

2 直近の開催状況

令和2年1月20日に福島市(コラッセふくしま)で開催。

令和2,3,4年度は宮城県開催で予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため延期となった。

3 令和5年度の開催について

宮城県開催であり、開催に向けて検討してもらうよう8月に宮城海区へ打診。

その後、日程調整を行ってきたが、令和5年12月14日に宮城海区より、日程の調整が付かないことから、令和5年度は中止したいとの連絡があった。

なお、来年度は年度末ではなく、早い時期に日程調整したい旨の話あり。

<参考>

宮城入会漁業調整小委員会

役職	区分	委員氏名
委員長	漁業者	今野 智光
委員長代理	漁業者	渡邊 登
委員	漁業者	狩野 一男
委員	漁業者	平 仁一
委員	漁業者	森田 政利
委員	漁業者	山下 博行
委員	学識経験	鈴木 哲二
委員	学識経験	渡邊 千夏子

令和6年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について

1 福島海区漁業調整委員会関連

月	行 事 名	開催場所
4	<input type="checkbox"/> 第22期第17回海区漁業調整委員会（4月16日予定） ・特定水産資源の漁獲可能量について(まさば・ごまさば) (諮問・答申) ・沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について(諮問・答申) ・沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申)	相馬市
5	<input type="radio"/> 茨城・福島連合海区協議会（5月21日予定） ・福島・茨城相互入会漁業の調整について	いわき市
6	<input type="checkbox"/> 第22期第18回海区漁業調整委員会（6月11日予定） ・特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ) (諮問・答申) ・茨城県漁船の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申) ・沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示 ・河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示 ・小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について	いわき市
未定	<input type="radio"/> 宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会	宮城県
10	<input type="checkbox"/> 第22期第19回海区漁業調整委員会 ・特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ・まいわし) (諮問・答申) ・刺し網漁業(かじき等流し網漁業)の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申) ・ひらめの採捕制限に関する委員会指示	福島市
11	<input checked="" type="checkbox"/> 太平洋広域漁業調整委員会・太平洋北部会	東京都
2	<input type="checkbox"/> 第22期第20回海区漁業調整委員会 ・特定水産資源の漁獲可能量について(くろまぐろ) (諮問・答申) ・特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか) (諮問・答申) ・すくい網漁業に関する委員会指示 ・こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示 ・いか釣り漁業に関する委員会指示 ・漁業権に係る資源管理状況等について(報告)	相馬市
	<input checked="" type="checkbox"/> 太平洋広域漁業調整委員会	東京都

- 福島海区漁業調整委員会
- 入会漁業調整
- 太平洋広域漁業調整委員会

2 全国海区漁業調整委員会連合会関連

月	行 事 名	開催場所
4	◇ 総会出席依頼 (全漁連、水産庁、衆参農林水産委員会委員長) ◇ 会計監査	東京都 書面
5	◆ 通常総会 (兼 理事会) (5月17日予定)	東京都
6	◇ 事務局長会議 ◆ 要望活動 (兼 会長・副会長会議、理事会) (水産庁、国交省、海保、外務省、衆参農林水産委員会委員長)	熊本県 東京都
10 ～ 11	◆ 東日本ブロック会議 ◇ 日本海ブロック会議 ◇ 西日本ブロック会議 ◇ 九州ブロック会議 ◇ 事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当者会議	愛知県 青森県 大阪県 福岡県 広島県
12	◆ 会長・副会長会議 (来年度要望書案検討)	東京都
2	◇ 事務局幹事会 (来年度総会資料案検討)	東京都
3	◆ 理事会 (兼 中間監査、表彰選考委員会) (来年度総会資料、表彰者を決定)	東京都

◆ 今野会長出席 (この他に水産庁主催の水産政策審議会が年6回程度あり)

◇ 事務局対応